

教高指第452号
令和5年5月9日

各県立学校長 様

埼玉県教育委員会教育長

「県立学校版 新型コロナウイルス感染防止対策ガイドライン～令和5年度～」
(令和5年5月8日改定)の送付等について(通知)

日頃より新型コロナウイルス感染症の対策について、適切かつ迅速な対応をいただいていることに感謝申し上げます。

各学校におかれましては、令和5年4月28日付け教保体第244号「5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について(通知)」及び令和5年5月1日付け教高指第386号「新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行後の学校教育活動について」を踏まえ、適切に対応いただいているところです。

このたび、令和5年5月8日をもって、新型コロナウイルス感染症が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)上の5類感染症に移行されたことに伴い、「県立学校版 新型コロナウイルス感染防止対策ガイドライン～令和5年度～」(令和5年5月8日改定)(以下、「令和5年度 ガイドライン」という。)を改定しましたので、通知します。

貴職におかれましては、「令和5年度 ガイドライン」を踏まえ、適切な対応をお願いいたします。

また、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に基づくイベントの開催制限が令和5年5月8日に廃止されたことに伴い、令和5年3月29日付け教高指第2560号「『イベント開催時の感染防止安全計画等』に係る様式の改定について(通知)」における「感染防止安全計画(埼玉県版)」及び「チェックリスト(埼玉県教育委員会版)」等の様式についても廃止とします。

【送付資料】

「県立学校版 新型コロナウイルス感染防止対策ガイドライン ～令和5年度～」
(令和5年5月8日改定)

【県立中学校・高等学校】

担 当 高校教育指導課 教育課程担当
電 話 048-830-6771

【特別支援学校】

担 当 特別支援教育課 特別支援学校教育指導担当
電 話 048-830-6886